

令和5年3月6日

土木部河川公園課

江東区立児童遊園条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

以下の児童遊園について、別表で定めている位置（住所）を追加するため。

- (1) 万年橋児童遊園
- (2) 猿江橋児童遊園
- (3) 清水橋児童遊園
- (4) 松島橋児童遊園

2 改正内容

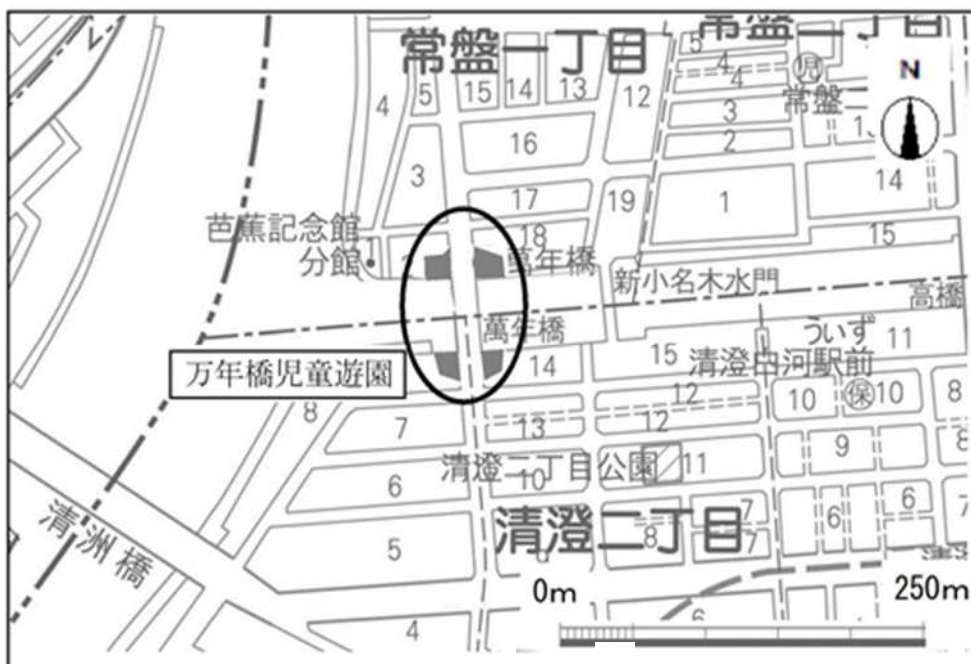
新旧対照表のとおり

3 施行期日

公布の日

案内図

(1) 万年橋児童遊園



(2) 猿江橋児童遊園



(3) 清水橋兒童遊園



(4) 松島橋兒童遊園



江東区立児童遊園条例 新旧対照表

現行		改正案	
本則 (略)		本則 (略)	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
同 万年橋児 童遊園	同 常盤一丁 目18番1号	同 万年橋児 童遊園	同 清澄一丁 目8番1号 同 清澄二丁 目14番9号 同 常盤一丁 目2番7号 同 常盤一丁 目18番1号
(略)		(略)	
同 猿江橋児 童遊園	同 猿江一丁 目1番2号 同 猿江一丁 目15番9号 同 森下五丁 目12番13号	同 猿江橋児 童遊園	同 森下五丁 目12番13号 同 森下五丁 目13番1号 同 猿江一丁 目1番2号 同 猿江一丁 目15番9号
(略)		(略)	
同 清水橋児 童遊園	同 毛利二丁 目13番43号	同 清水橋児 童遊園	同 毛利二丁 目11番1号 同 毛利二丁 目13番43号

(略)		(略)	
同 松島橋児 童遊園	同 南砂一丁 目 2 1 番 1 2 号	同 松島橋児 童遊園	同 南砂一丁 目 2 1 番 1 2 号 <u>同 南砂一丁 目 2 2 番 1 号</u> <u>同 南砂二丁 目 3 2 番 9 号</u>
(略)		(略)	
		<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	